

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」推進委員会の設置について

平成30年4月26日
内閣府政策統括官
(科学技術イノベーション)

1. 趣旨

科学技術イノベーション創造推進費の基本方針(平成26年5月23日、総合科学技術会議議長決定)の規定に基づき、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「自動運転」の推進にあたり、研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行うため、自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)を設置する。

2. 検討事項

推進委員会は、次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ①研究開発の内容、目標に関すること。
- ②研究開発の体制に関すること。
- ③研究開発の進捗管理、成果の管理・活用に関すること。
- ④実用化・事業化に向けた戦略に関すること。
- ⑤その他、課題の推進に際し必要な事項。

3. 構成及び運営

- (1)推進委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2)推進委員会の議長は、プログラムディレクターが務める。
- (3)推進委員会は、議長が召集する。
- (4)議長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員以外の者を推進委員会に出席させることができる。
- (5)推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (6)上記のほか、推進委員会の運営に必要な事項は、議長が内閣府と相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成30年4月20日から事業終了時まで。

5. 事務局

推進委員会の事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション部局)が務める。

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」推進委員会
運営要領

平成30年4月26日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

(推進委員会の運営)

第1条 SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)の議事の手続きその他推進委員会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(議長)

第2条 議長は、推進委員会の事務を掌理する。

2 議長が推進委員会に出席できない場合は、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 構成員が推進委員会を欠席する場合は、代理人を出席させ、または他の構成員に代理を委任することができる。

2 推進委員会を欠席する構成員は、議長または内閣府(科学技術・イノベーション部局)(以下、「内閣府」という。))を通じて、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は議長が内閣府と相談のうえ行う。

(公開)

第5条 推進委員会の会議は原則として公開する。ただし、議長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により推進委員会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(内容の公表等)

第6条 議長は、推進委員会における調整、検討の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、議長が公表しないことが適当であるとしたときは、内閣府と相談のうえ、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、議長が内閣府と相談のうえ定める。

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」
システム実用化WGの設置について

平成31年2月1日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

1. 趣旨

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「自動運転」の推進にあたって設置される自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)における検討を円滑に進めることを目的に、推進委員会の下にシステム実用化ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を設置する。

2. 検討事項

WGは、次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ① 自動運転実用化に向けた基盤技術の研究開発等の推進に関すること
- ② 産業界との連携に関すること
- ③ 国際競争力の強化に関すること
- ④ その他、課題の推進に際し必要な事項

3. 構成及び運営

- (1) WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) WGの議長は、推進委員会によって決定された主査が務める。
- (3) WGは、議長が召集する。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、WGの構成員以外の者をWGに出席させることができる。
- (5) 自動運転推進委員会構成員は、事前の申し出により各WGに出席することができる。また、各WGの構成員は、事前の申し出により他のWGにオブザーバーとして出席することができる。
- (6) WGにおける調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (7) 上記のほか、WGの運営に必要な事項は、議長が内閣府及びNEDOと相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成31年2月1日から事業終了時まで。

5. 事務局

WGの事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション担当)及びNEDOが務める。

システム実用化WG運営規則(案)

平成 31 年 2 月 1 日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

(ワーキンググループの運営)

第1条 システム実用化ワーキンググループ(以下、「WG」と言う。)の議事の手続、その他 WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 WG には主査を置く。

2 主査および構成員は、自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。

3 主査は、WG の事務を掌理する。

4 主査が WG に出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があると判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることができる。

2 WG を欠席する構成員は、主査を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 WG は、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(公開)

第6条 WG の会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により WG の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（議事内容の公表）

第7条 主査は、WG における議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

（了）

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」
サービス実装推進WGの設置について

平成31年2月1日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

1. 趣旨

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「自動運転」の推進にあたって設置される自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)における検討を円滑に進めることを目的に、推進委員会の下にサービス実装推進ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を設置する。

2. 検討事項

WGは、次に掲げる事項について調整、検討を行う

- ① 移動・物流サービスの実用化に向けた実証実験の企画ならびに環境整備に関すること
- ② モビリティサービスのための交通・人流・物流情報環境の整備に関すること
- ③ 社会的受容性の醸成に関すること
- ④ 前各号に掲げる事項に附帯する事項

3. 構成及び運営

- (1) WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) WGの議長は、推進委員会によって決定された主査が務める。
- (3) WGは、議長が召集する。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、WGの構成員以外の者をWGに出席させることができる。
- (5) 自動運転推進委員会構成員は、事前の申し出により各WGに出席することができる。また、各WGの構成員は、事前の申し出により他のWGにオブザーバーとして出席することができる。
- (6) WGにおける調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (7) 上記のほか、WGの運営に必要な事項は、議長が内閣府及びNEDOと相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成31年2月1日から事業終了時まで。

5. 事務局

WGの事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション担当)及びNEDOが務める。

サービス実装推進WG運営規則(案)

平成 31 年 2 月 1 日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

(ワーキンググループの運営)

第1条 サービス実装推進ワーキンググループ(以下、「WG」と言う。)の議事の手続、その他 WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 WG には主査を置く。

2 主査および構成員は、自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。

3 主査は、WG の事務を掌理する。

4 主査が WG に出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があるとは判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることができる。

2 WG を欠席する構成員は、主査を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 WG は、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(公開)

第6条 WG の会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により WG の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（議事内容の公表）

第7条 主査は、WG における議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

（了）

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」
国際連携WGの設置について

平成31年2月1日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

1. 趣旨

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「自動運転」の推進にあたって設置される自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)における検討を円滑に進めることを目的に、推進委員会の下に国際連携ワーキンググループ(以下、「WG」という。)を設置する。

2. 検討事項

WGは、次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ① 国内における国際会議開催に関すること
- ② 海外研究機関との共同研究の推進に関すること
- ③ 国際的に開かれた研究開発環境の整備に関すること
- ④ 国際会議での発信に関すること
- ⑤ Web 等での発信に関すること
- ⑥ 標準化・基準化推進団体との連携強化に関すること
- ⑦ その他、課題の推進に際し必要な事項

3. 構成及び運営

- (1)WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2)WGの議長は、推進委員会によって決定された主査が務める。
- (3)WGは、議長が召集する。
- (4)議長は、必要があると認めるときは、WGの構成員以外の者をWGに出席させることができる。
- (5)自動運転推進委員会構成員は、事前の申し出により各WGに出席することができる。また、各WGの構成員は、事前の申し出により他のWGにオブザーバーとして出席することができる。
- (6)WGにおける調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (7)上記のほか、WGの運営に必要な事項は、議長が内閣府及びNEDOと相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成31年2月1日から事業終了時まで。

5. 事務局

WGの事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション担当)及びNEDOが務める。

国際連携WG運営規則(案)

平成 31 年 2 月 1 日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

(ワーキンググループの運営)

第1条 国際連携ワーキンググループ(以下、「WG」と言う。)の議事の手続、その他 WG の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 WG には主査を置く。

2 主査および構成員は、自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。

3 主査は、WG の事務を掌理する。

4 主査が WG に出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があるとは判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 WG に属する構成員が WG を欠席する場合は、代理人を WG に出席させることができる。

2 WG を欠席する構成員は、主査を通じて、当該 WG に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 WG は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 WG は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 WG は、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(公開)

第6条 WG の会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたとき

は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により WG の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（議事内容の公表）

第7条 主査は、WG における議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、WG の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、WG に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

（了）

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」
交通環境情報構築TFの設置について

平成31年2月1日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

1. 趣旨

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「自動運転」の推進にあたって設置される自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)における検討を円滑に進めることを目的に、システム実用化WGの下に交通環境情報構築TF(以下、「TF」という。)を設置する。

2. 検討事項

TFは、次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ① 交通環境情報の生成・分析・配信等に関すること
- ② 交通環境情報の自動運転、安全運転支援及び多用途での利活用にあたっての課題に関する
こと
- ③ 交通環境情報の標準化に関すること
- ④ その他、課題の推進に際し必要な事項

3. 構成及び運営

- (1) TFの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) TFの議長は、推進委員会によって決定された主査が務める。
- (3) TFは、議長が召集する。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、TFの構成員以外の者をTFに出席させることができる。
- (5) TFにおける調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (6) 上記のほか、TFの運営に必要な事項は、議長が内閣府及びNEDOと相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成31年2月1日から事業終了時まで。

5. 事務局

TFの事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション担当)及びNEDOが務める。

交通環境情報構築TF運営規則(案)

平成 31 年 2 月 1 日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

(タスクフォースの運営)

第1条 交通環境情報構築(以下、「TF」と言う。)の議事の手続、その他TFの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 TFには主査を置く。

2 主査および構成員は、自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。

3 主査は、TFの事務を掌理する。

4 主査がTFに出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があると判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 TFに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることができる。

2 TFを欠席する構成員は、主査を通じて、当該TFに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 TFは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 TFは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 TFは、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(公開)

第6条 TFの会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により TFの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 主査は、TFにおける議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、TFの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、TFに関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(了)

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期「自動運転」

東京臨海部実証実験TFの設置について

平成31年2月1日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

1. 趣旨

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第2期の一課題である「自動運転」の推進にあたって設置される自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」という。)における検討を円滑に進めることを目的に、サービス実装推進WGの下に交通環境情報構築TF(以下、「TF」という。)を設置する。

2. 検討事項

TFは、次に掲げる事項について調整、検討を行う。

- ① 東京臨海部実証実験の企画・運営等に関すること
- ② 東京臨海部実証実験の推進にあたっての課題に関すること
- ③ 実証する技術の標準化に関すること
- ④ その他、課題の推進に際し必要な事項

3. 構成及び運営

- (1) TFの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) TFの議長は、推進委員会によって決定された主査が務める。
- (3) TFは、議長が召集する。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、TFの構成員以外の者をTFに出席させることができる。
- (5) TFにおける調整が不調の場合、最終的な判断は議長が事務局と相談のうえ行う。
- (6) 上記のほか、TFの運営に必要な事項は、議長が内閣府及びNEDOと相談のうえ定める。

4. 設置期間

平成31年2月1日から事業終了時まで。

5. 事務局

TFの事務局は、内閣府(科学技術・イノベーション担当)及びNEDOが務める。

東京臨海部実証実験TF運営規則(案)

平成 31 年 2 月 1 日
自動運転推進委員会議長
プログラムディレクター
葛 巻 清 吾

(タスクフォースの運営)

第1条 東京臨海部実証実験タスクフォース(以下、「TF」と言う。)の議事の手続、その他TFの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(主査)

第2条 TFには主査を置く。

2 主査および構成員は、自動運転推進委員会(以下、「推進委員会」と言う。)によって決定される。

3 主査は、TFの事務を掌理する。

4 主査がTFに出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する構成員が、その職務を代理する。

5 主査は、研究開発の内容、目標等の検討にあたり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があるとは判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

6 主査による調整が不調の場合、最終的な判断は主査が推進委員会議長及び内閣府と相談のうえ行う。

(構成員の欠席)

第3条 TFに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させることができる。

2 TFを欠席する構成員は、主査を通じて、当該TFに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 TFは、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討等に参加させることができる。

2 TFは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

3 TFは、推進委員会の指示に基づいて議事を進め、その議論状況を適宜に推進委員会に報告する。

(公開)

第6条 TFの会議は原則として公開する。ただし、主査が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により TFの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事内容の公表)

第7条 主査は、TFにおける議事内容を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、主査が議事内容を公表しないことが適当であるとしたときは、TFの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、TFに関し必要な事項は、推進委員会が定める。

(了)